奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)(案)の概要

I 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

- 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものとなっている。
- D V は、被害者の生命や身体に危害を及ぼしたり、精神的に有害な影響を及ぼす危険性が高いにもかかわらず、家庭内において発生することが多いため潜在化しやすく、外部から発見されにくい状態にあり、さらに、長引くコロナ禍により深刻化している可能性があることなども課題となっている。
- このため、県は、D Vを容認しない社会の実現のため、県民に対して理解と協力を求めるとともに、県、市町村及び関係機関等が、相互に連携・協力を図り、さまざまな観点から幅広くD V 対策の取組をより一層推進する。

2. 計画の根拠法令等

〈根拠法令〉配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(第2条の 3第1項 都道府県に計画策定義務)

〈計画期間〉R5~9年度(5年間)

〈計画対象〉配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条に 定義されている「配偶者からの暴力」及びデートDV(交際相手からの

暴力)

3. 計画の策定経緯

- 「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」を策定(期間: H30~R4年度)
- 18歳以上の県民のDVに関する意識、被害等の経験の状況、ニーズ等を把握・ 分析するため、「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施(R4年度)
- 「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」において検討し、D V 被害者支援者 アンケート結果等もふまえて、R4年11月に本計画案を取りまとめ(R4年度)
- 法律及び国の基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、状況に応じ見直しを行う。

4. 計画の推進体制等

- 本計画の推進にあたっては、「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」等の場を 通じて、DVの状況や施策の実施状況等を把握するとともに、市町村や関係機関等 との適切な役割分担と連携により実施する。
- 今回新たに評価指標を定め、毎年度、進捗状況と取組実績を把握することにより、 計画の進行管理を行うとともに、PDCAサイクルに基づき計画を推進する。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

すべての県民がDVを許さない意識をもった社会を目指す。

DVを発生させないことを目指し、万が一被害を受けたときは安心して相談・避難ができ、自立した生活を取り戻せる社会を目指す。

2. 基本目標等

誰もが安心・安全に暮らせるよう、DVを容認しない社会の実現のため、県民に対して理解と協力を求めるとともに、県、市町村及び関係機関等が、相互に連携・協力を図り、さまざまな観点から幅広くDV対策の取組みを推進する。

Ⅲ 計画策定の考え方

DV被害者支援の充実を図る中で、課題の解決に向け、現計画から大きく基本目標は変更はせず、以下の具体的取組を追加する。

現状		= Ⅲ 8五	具体的取組						
県民アンケート(速報)	支援者アンケート	課題	<u>※現計画に追加する取組</u>						
 ・D V 相談窓口を「知らない」と答えた方が約5割。 ・D V 被害経験のある約5割が「どこにも相談しなかった」と回答し、その約4割が「相談するほどのことではないと思った」と回答。 	被害者自身がDVについての理解が不十分であったり、被害者が安心して相談できる先が十分に知られていない。	D V に対する <mark>理解の醸成</mark> 、相 談窓口周知のための <mark>啓発の</mark> 強化	<基本目標:発生予防> ① S N S など様々なツールによる意識啓発・情報提供 ②発達段階に応じた教育の推進 ③ D V 加害者とならないための予防啓発活動の推進						
・D V 被害経験のある方のうちDV被害について相談したことがある方の約4割が、行政機関の相談窓口に必要なこととして、「身近な相談窓口を増やす」、「安全やプライバシーが確保されるよう配慮する」と回答。	関係機関どうしの役割分担の共通認識が十分でない。	県・市町村・関係機関の適切な役割分担と連携	 〈基本目標:体制整備〉 ①県・市町村の専任女性相談員の配置促進 ②奈良弁護士会と協働した、市町村等の相談員支援 〈基本目標:相談体制の充実〉 ①「DV相談対応の手引き」の内容の充実、「DV被害者相談共通シート」の活用促進②様々な相談ツールの充実・周知(国のDV相談+(プラス)等) ③児童生徒のための相談体制の整備 ④県の相談窓口間の情報共有の検討 〈基本目標:被害者の保護〉 ①被害者の心身の状況に合わせた一時保護先の検討 						
・DV被害者への支援で重要なこととして、「いつでも相談できる窓口」、「地域の中で身近に相談できる窓口」、「同性の相談員など、相談しやすい窓口」と答えた方が約6割。	市町村によって対応が違う場 合がある。	被害者に対する相談支援の体制強化							
D V被害経験のある約8割が相手と「別れなかった」と回答し、その約5割が「子どものことを考えたから」、約4割が「経済的不安があった」と回答。	一時保護所を退所した被害 者が経済的困窮等から加害 者の元に戻ってしまうケースが ある。	各関係機関と連携した被害 者の自立に向けた取り組みの 強化	 <基本目標:被害者の自立支援> ①一時保護所退所後の自立に向けた継続的支援の検討 ② D V 対応機関と児童虐待対応機関との連携強化 ③市町村のD V 対応機関と要保護児童対策地域協議会(要対協)との連携強化 						

IV 計画の体系

	基本目標	推進施策	具体的取組(太字は新たに追加する取組)	評価指標	現況値	目標値
発生予防		(1) 県民への意識啓発	啓発カード、リーフレット、ホームページ、SNS、講座など様々なツールによる意識啓発・情報提供 パープルリボンキャンペーンの推進(国の「女性に対する暴力をなくす運動」との連携促進) 暴力防止に関するセミナーや、広く県民が人権問題を身近に考える学習の機会となるイベント等の開催 学生等に対する啓発キャンペーンの実施	広報(イベント)実施市町村数	20市町村 (R4.10)	39市町村
	1 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	(2) 学校・家庭・地域での人権教育の 推進 (3) DV加害者への取組		デートD V 予防啓発出前講 一座を行った学校数	年間平均7校	年間平均7校
体制整備	2 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備	(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける支援の強化	② D V加害者への更生に向けた働きかけの検討 ① D V被害者支援のワンストップ化、福祉制度等の効果的な活用の推進 ② 相談員の資質の向上に向けた研修 ③ 専任女性相談員の配置推進 ④ 市町村や関係機関等との連携によるD V被害者支援の強化 ⑤ D V の相談事例及び一時保護の被害者状況の分析、分析を踏まえた支援の充実	DVの相談先を知っている県 民の割合	44.1% (R4)	67.0%
		(2) 市町村におけるDV対策の促進	① D V 防止法に基づく市町村基本計画の策定促進 ② 市町村職員等を対象とした D V の理解を深める研修会開催 ③ 専任女性相談員の配置推進(再掲) ④ 「D V相談対応の手引き」を活用した、市町村の相談業務等への支援 ⑤ 奈良弁護士会と協働した、弁護士による市町村等の相談員支援に向けた法律相談体制整備	専任女性相談員の配置市町 村数	5市町村 (R4.10)	12市町村
		(3) 関係機関との連携強化	 ⑤ 県と市町村等との情報共有の推進 ① 関係機関におけるDV被害者相談等の実施 ② 関係機関がより柔軟で機動的なDV被害者支援を行うための情報提供 ③ 医療機関との連携強化(DV相談対応マニュアルの活用) ④ 民生委員・児童委員活動の推進 ⑤ 関係機関や職務関係者との協働・連携による取組の拡充 	D V基本計画を策定している 市町村数	15市町村 (R4.10)	20市町村
相談体制の充実	(1) 安心して相談できる体制の強化 (2) 相談員等の育成		① 「DV相談対応の手引き」の内容の充実、「DV被害者相談共通シート」の活用促進 ② 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる相談対応 ③ 様々な相談ツールの充実・周知(SNS(DV相談+(プラス)等)) ④ 児童生徒のための相談体制の整備 ⑤ 警察による相談体制の充実 ⑥ 県の相談窓口間の情報共有の検討 ⑦ 関係機関や職務関係者との協働・連携による取組の拡充(再掲) 1 相談員の資質の向上に向けた研修(一部再掲) ② DVに関する諸制度、プライバシーの保護等の周知徹底	「D V相談対応の手引き」の 活用市町村数	14市町村 (R4.10)	39市町村
被害者の保護	4 DV被害者を安心・安全に保護する 体制の強化	(3) 苦情処理体制の整備 (1) 一時保護体制の確保 (2) DV被害者が安心できる安全な 保護体制の確保	 ① 迅速かつ適切な苦情処理 ① 関係機関と連携した、D V被害者及び同伴する子ども等の安全かつ速やかな一時保護 ② 保護命令申し立てへの支援 ③ 被書者の心身の状況に合わせた一時保護先の検討 ① D V被害者及び同伴する子ども等に対するこころのケアの充実 ② 関係機関との連携によるD V被害者及び同伴する子ども等の安全確保 ③ 外国人、高齢者、障害者やL G B T Q 等あらゆる方への人権を尊重した対応 ④ D V被害者の個人情報を扱う各関係機関における個人情報の適切な管理と保護の徹底 ⑤ 警察による「D V被害者に対するD V 防止法などの分かりやすい説明」と、「DV防止法に基づく、被害の拡大予防、未然防止対応の徹底」 		69.1% (R4.10)	80.0%
被害者の自立支援	5 DV被害者の自立に向けた支援の 強化	(1)総合的な支援の強化(2)就業支援の強化(3)住宅支援の強化(4)同伴する子ども等への支援の強化	① D V被害者支援のワンストップ化、福祉制度等の効果的な活用の推進(再掲) ② 法テラス等における法律相談の活用促進 ③ 母子、父子並びに寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉貸付金制度等の活用 ④ D V被害者の一時保護所退所後の自立に向けた継続的支援の検討 ⑤ D V 対応機関と児童虐待対応機関との連携強化 ① 県母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター)等、女性の就業に関する窓口との連携による就業支援 ② しごとにンター、ハローワークとの連携による就業促進 ② 県営住宅での一時受入 ② 公営住宅等における優先入居や入居資格の緩和 ② D V被害者及び同伴する子ども等に対するこころのケアの充実(再掲) ② 同伴する子ども等に関する情報の適切管理 ③ 子どもが安全に就学できるための支援の強化 ④ 同伴する子どもに対する一時保護施設における保育・学習支援の充実	市町村のDV対応機関と要保護児童対策地域協議会 (要対協)との連携市町村数	32市町村 (R4.10)	39市町村